

2月18日(月)～3月15日(金)の期間中、地区別に各会場で行います

# 市・県民税の申告を

# お忘れなく!

申告しなければならぬ方

- ① 所得の有無に関係なく、平成31年1月1日現在、市内に住所のある方
- ② 市外に居住する方で、市内に事業所、事務所または家屋敷を有する方

申告する必要がない方

- ① 給与所得者で、給与支払者（勤務先）から給与支払報告書が市役所へ提出されている方
- ② 公的年金受給者（年金支払者から、市役所へ年金支払報告書が届きま

- ※①・②については、給与・年金以外に所得のある方は申告が必要です。
- ③ 親族の被扶養者になっている方で所得28万円以下の方（16歳以上の国民健康保険加入の方が保険料の軽減を受ける場合は、申告が必要です）
- ④ 税務署に所得税の確定申告をする方

申告の対象となる所得

平成30年中（平成30年1月1日～12月31日）の所得

申告の際に持参していただくもの お出かけ前にもう一度チェック☑を!

1	<input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使用するもの）																			
2	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（番号確認および身元確認書類） ※3ページ下参照																			
3	<input type="checkbox"/> 案内通知（送られた方のみ）																			
4	<input type="checkbox"/> 所得の計算に必要な資料																			
①	営業所得のある方 売上、仕入等の帳簿・決算書・領収書等 ※収支内訳・合計額を算出してご持参ください。																			
②	給与収入・年金収入のある方 源泉徴収票																			
③	不動産所得のある方 平成30年度固定資産税 課税資産明細書（該当箇所）																			
5	<input type="checkbox"/> 控除計算に必要な資料																			
①	医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のある方 「医療費控除の明細書」または支払った医療費の領収書等 ※医療費控除の明細書は、記入してご持参ください。 ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける場合は、一定の取り組み（健康診査・予防接種等）を行ったことを明らかにする書類が必要です。																			
②	社会保険料控除のある方 ※社会保険料を口座振替で納付されている方は、1月下旬に郵送された「振替納付済通知書」が必要です。 領収書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等） ※納付方法により控除対象者が異なりますのでご注意ください。 ●社会保険料控除対象者																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>社会保険料の種類</th> <th>納付方法</th> <th>控除が受けられる方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>年金からの天引き</td> <td>年金受給者</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>口座振替</td> <td>口座名義人</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>現金納付</td> <td>保険税を支払った方</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国民年金保険料</td> <td>口座振替</td> <td rowspan="2">口座名義人</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード納付</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現金納付</td> <td>保険料を支払った方</td> </tr> </tbody> </table>	社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方	国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者	介護保険料	口座振替	口座名義人	後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方	国民年金保険料	口座振替	口座名義人	クレジットカード納付		現金納付	保険料を支払った方
社会保険料の種類	納付方法	控除が受けられる方																		
国民健康保険税	年金からの天引き	年金受給者																		
介護保険料	口座振替	口座名義人																		
後期高齢者医療保険料	現金納付	保険税を支払った方																		
国民年金保険料	口座振替	口座名義人																		
	クレジットカード納付																			
	現金納付	保険料を支払った方																		
③	一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震保険料控除のある方 領収書または支払証明書等 ※平成18年末までに締結した長期損害保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）については、従前の損害保険料控除が適用されます。																			
④	配偶者（特別）控除、扶養控除のある方 配偶者、扶養親族のマイナンバー（個人番号）の記載が必要となるため確認してきてください。																			
⑤	障害者控除のある方 障害者手帳、市町村長または福祉事務所長の証明書																			
⑥	寄附金控除のある方 寄附先が発行する領収書等 ⑥ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した方が、申告する場合は、寄附金控除の申告が必要です。																			

※控除の対象となるのは、平成30年中に支払ったものです。

地区別の申告日程および日曜日の申告受付については、市報1月号8ページをご覧ください。指定日以外に申告される方は、申告会場をご確認の上、お早めに申告してください。なお、申告書には、「マイナンバー（個人番号）」の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。（詳しくは、3ページ下を参照ください）

市市民税課市市民税担当 ☎22-22009  
吉田・大滝・荒川総合支所税務担当  
吉田 ☎77-11113 大滝 ☎55-0101 荒川 ☎54-2111

# 軽自動車税のお知らせ



関市民税課 ☎22-2209

## 平成31年度の税率

平成29年度において実施されたグリーン化特例（軽課）について、特例措置が延長になりました。これにより、平成30年4月～平成31年3月までの間に新規取得した、一定の環境性能に優れた三輪、四輪の軽自動車にはグリーン化特例（軽課）が適用されます。

また、グリーン化を進める観点から、初度検査年月から13年を経過した三・四輪車については、重課税率を適用します。平成31年度においては、初度検査年月が平成18年3月以前の車両が対象になります。

## 軽自動車税とは？

毎年4月1日現在に、原動機付自転車（125cc以下・ミニカー（250cc以下の二輪・660cc以下の三輪、四輪以上のもの）、二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）を所有している人に課税される税金

## 平成31年度 軽自動車税 税率一覧表

車種区分		初度検査年月					
		平成27年4月1日以降	平成30年4月1日～平成31年3月31日			平成18年4月11日～平成27年3月31日	平成18年3月以前（13年以上経過） 【注2】
		標準税率	軽課税率（グリーン化特例） 【注1】			据置税率	重課税率
75%軽減 【①】	50%軽減 【②】		25%軽減 【③】				
四輪以上	乗用	自家用 10,800円 営業用 6,900円	2,700円 1,800円	5,400円 3,500円	8,100円 5,200円	7,200円 5,500円	12,900円 8,200円
	貨物用	自家用 5,000円 営業用 3,800円	1,300円 1,000円	2,500円 1,900円	3,800円 2,900円	4,000円 3,000円	6,000円 4,500円
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	【注1】				
	その他のもの	5,900円	①電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減) ②乗用：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準 + 30%達成の乗用車 貨物用：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準 + 35%達成のトラック(貨物) ③乗用：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成32年度燃費基準 + 10%達成の乗用車 貨物用：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準 + 15%達成のトラック(貨物) ※②・③については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、適用。 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。 【注2】 自動車検査証の様式が変更された平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両については、初度検査の「月」が把握できないことから、最初の新規検査を受けた年の12月を初度検査の月とします。(特例) なお、新年度を迎えることに重課税の適用範囲は拡大します。 ・「平成32年度」では、平成19年3月以前となります。				
原付	50cc以下	2,000円					
	50cc超 90cc以下	2,000円					
	90cc超 125cc以下	2,400円					
ミニカー		3,700円					
軽二輪 (125cc超250cc以下)		3,600円					
小型二輪車 (250cc超)		6,000円					

## 軽自動車の変更手続きは3月末までに！

手続きがされない場合は、4月1日時点の所有者に課税されますので、車種ごとの取扱窓口にて次の手続きをお願いします。

- 所有者が転入・転出した場合は…  
住所変更の手続き
- 軽自動車を廃棄した場合は…  
廃車手続き
- 軽自動車を譲渡した場合、所有者が死亡した場合は…  
名義変更の手続き

車種	取扱窓口
・原動機付自転車 (125cc以下) ・ミニカー ・小型特殊自動車	・市役所市民税課 ・吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課
・二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) ・二輪の小型自動車 (250cc超)	関東運輸局埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027(テレホンサービス)
三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112(テレホンサービス)

※盗難や紛失の場合は、必ず警察へ届け出てから廃車手続きをしてください。  
※軽自動車税は、4月2日以降に廃車や譲渡をされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

## (本人確認書類)

### ◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

### ◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

#### 番号確認書類

- 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード
  - 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書  
(マイナンバーの記載があるものに限り、)
- などのうちいずれか1つ



#### 身元確認書類

- 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証
  - 公的医療保険の被保険者証
  - バスポート
  - 身体障害者手帳
  - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

# 所得税及び復興特別所得税の申告は、

## 自分で作成してお早めに！

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の提出期限は、3月15日(金)です。  
国税庁☎「申告書作成コーナー」で自宅のパソコン等から作成し、ID・パスワードを利用すると、e-Taxで簡単に申告ができます。

### 申告書を作成するときは

国税庁☎の申告書作成コーナーを利用すると、自宅のパソコンやスマートフォンから作成することができます。作成した申告書は、e-Taxを利用して提出できるほか、プリンターで印刷した「書面」により提出することもできます。

※給与所得者の方(年末調整済み)で医療費控除またはふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけます！  
※確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

### e-Taxの利用手続きがより便利になりました

マイナンバーカードやICカードライタをお持ちでない方でも、ID・パスワードを利用し、e-Taxでの申告ができます。  
※ID・パスワードの申請・取得は、税務署の窓口でできます。  
申請者本人の運転免許証などの本人確認書類をご準備ください。

### 所得税等の申告相談

**とき** 2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時(土・日を除く)  
※受付は、午前8時30分～午後4時  
**ところ** 秩父税務署  
※会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

### 税務署閉庁日の提出方法

閉庁日(土・日・祝日)は、秩父税務署での相談・受付は行っていませんが、確定申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外收受箱への投函により提出することができます。

※e-Taxを利用すれば、24時間自宅のパソコン等からいつでも申告できます。

### 納期限と振替納付

申告期限・納期限	振替納税の口座振替日
3月15日(金)	4月22日(月)

### 問①国税庁☎の「確定申告書作成コーナー」の操作など

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
☎0570-0101-5901  
マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178  
②申告内容・税務相談全般  
秩父税務署☎22-4433(自働音声案内0番)

### 税に関する中学生の標語・税についての作文・入賞作品を展示中！

秩父税務署管内国税モニター会主催「税に関する中学生の標語」、秩父地区納税貯蓄組合連合会・秩父郡市租税教育推進協議会・秩父税務署主催「税についての作文」の入賞作品を、秩父税務署2階に掲示しています。中学生の作品をぜひご覧ください。  
※「税に関する中学生の標語」の入賞作品の一部は、12月号で紹介しています。

平成30年度

### 「税についての作文」

入賞者



受賞名	学校名	学年	題名	氏名
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	秩父第二中学校	3年	税金はキッチンと払って下さい	町田梨衣奈
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	秩父第二中学校	2年	税金の使い道	荒川 大地
秩父地区納税貯蓄組合連合会会長賞	大田中学校	3年	税について	伊古田麻陽
秩父税務署長賞	大田中学校	3年	税金への誇り	笠原 美涼
埼玉県租税教育推進協議会長賞	影森中学校	3年	税について	山本 奈央
秩父郡市租税教育推進協議会長賞	高篠中学校	3年	税金に救われる	五味 優佳
秩父税務署管内税務協力会長賞	影森中学校	3年	一人一人の小さな税が子どもを救う	笠井 滉矢

問 秩父税務署☎22-4433(自働音声案内2番)